

議題（１）「各種事務事業の取扱い」について

第３回及び第４回の協議会に提出した項目について、その後、分科会でさらに総合的に検討を行い、最終の調整方針をまとめました。その内容について協議するものです。

- ・ 調整方針一覧・・・・・・・・・・ P 2 ~ P 3
- ・ 項目別資料・・・・・・・・・・ P 4 ~ P 2 1

「各種事務事業取扱い」調整方針一覧

項目名	新		旧（第3回・第4回提出内容）		該当ページ	分科会名
	調整方針	調整方針の詳細	調整方針	調整方針の詳細		
1 国民健康保険料（税）	・合併後に統一する。	・2年間不均一賦課を実施し、平成19年度からほぼ平均的（加重平均）保険料額の水準に統一する。	・合併後に、ほぼ平均的保険料額の水準に統一する。	・平均（加重平均）の保険料水準に合わせ、各市町村が現在実施している保険料軽減規模と同程度の軽減を行う。	4	住民・国保 ・年金
2 介護保険料	・合併後に統一する。	・平成21年度から、一律の保険料に統一する。	・経過措置後に、一元化の方向で調整する。	・平成21年度から、保険料段階、料率、その他賦課方式を統一する。	5	福祉・保健 ・医療
3 病院・診療所	・現行どおりとする。		・現行どおり、合併後も存続する。		6	
4 福祉タクシー	・合併時に統一する。	・最高水準の長岡市の制度に統一する。	・合併時に、長岡市の制度に統一する。	・最高水準である長岡市の制度に統一する。	7	
5 乳幼児の医療費助成	・合併時に統一する。	・助成対象範囲は、最高水準の山古志村、小国町の制度に統一する。 ただし、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。	・合併時に、小国町の制度に統一する。	・最高水準である小国町の制度に統一する。 ただし、入院時食事療養費の助成については、なお検討する。	8	
6 保育料 （認可保育所保育料）	・合併後に統一する。	・平成17年度から段階的に統一を進め、平成19年度に平均保育料の水準に統一する。 ・所得階層区分は、平成17年度から統一する。	・経過措置後に、一元化の方向で調整する。	案・長岡市の制度に統一する。 （保護者負担率76.7%） 案・8市町村の平均に統一する。 （保護者負担率73.2%） 案・最低負担である中之島町の制度に統一する。 （保護者負担率55.8%）	9	
7 ごみの収集	・合併後に統一する。	・ごみの分別収集体制が、最も充実している長岡市の制度に統一する。	・合併後に、長岡市の制度に統一する。	・ごみの分別収集体制が、最も充実している長岡市の制度に統一する。	10	環境・ごみ ・し尿
8 中小企業振興資金 （普通貸付）	・合併後に統一する。	・平成20年度を目途に長岡市の制度を基盤として再編する。 なお、再編するまでは、現行制度をそのまま実施し、制度未実施の市町村は長岡市の制度を適用する。	・合併時に、長岡市の制度に統一することとし、融資条件を調整する。	案・長岡市の制度に統一する。 案・長岡市の制度に、栃尾市の制度を加える。	11	商工・労働
9 土地改良事業補助金 （市町村単独事業）	・合併時に統一する。	・長岡市の制度に、地域特性を考慮した要綱、要領等を整備する。 ただし、対象事業の最小基準が特定個人財産の利益となるような要件を排除し、補助事業として適正な採択基準を策定する。	・合併時に、新制度に再編する。	・長岡市の制度に、地域特性を考慮した要綱、要領等を整備する。 ただし、対象事業の最小基準が特定個人財産の利益となるような要件を排除し、補助事業として適正な採択基準を策定する。	12	農業振興・ 農林土木
10 生活路線バス	・現行どおりとする。		・現行どおり、合併後も存続する。		13	都市計画

「各種事務事業取扱い」調整方針一覧

項目名	新		旧 (第3回・第4回提出内容)		該当ページ	分科会名
	調整方針	調整方針の詳細	調整方針	調整方針の詳細		
11 雪対策 (道路除雪・消雪パイプ)	道路除雪の基準等 ・現行どおりとする。	・全市町村で実施している「積雪10cm以上」を一律の除雪車出動基準にするとともに、全市早朝除雪を基本とする。 なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。	道路除雪の基準等 ・現行どおり、合併後も存続する。	・全市町村で実施している「積雪10cm以上」を一律の除雪車出動基準にするとともに、全市早朝除雪を基本に調整する。 なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施するものとして調整する。	14	道路・河川
	消雪パイプに係る施策 ・当分の間現行どおりとする。	・消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。 合併後、受益者負担のあり方や消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。	消雪パイプに係る施策の相違 ・制度や取組み経過を整理し、合併後調整する。	・消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、早急な調整は難しい。 今後、各市町村の取組み経過を整理しながら、受益者負担のあり方や消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、合併後一定の期間をかけて調整する。	15	
12 遠距離通学児童・生徒の通学費助成	・当分の間現行どおりとする。	・合併後の補助制度は、大きな不公平が生じないように期間をかけて見直しを行う。	・合併後も、当分の間現行どおりとする。	・合併後も当分の間は現行の補助制度を継続する。 ・ただし、合併後の補助制度に大きな不公平が生じないように見直しを行う。	16	学校教育
13 就学援助・奨励費補助事業	・合併時に統一する。	・最高水準の長岡市の制度に統一する。	・合併時に、長岡市の制度に統一する。	・最高水準である長岡市の制度に統一する。	17	
14 消防団	・合併後に統一する。	・合併時の消防団の組織は、現行のまま8個消防団とするが、意志統一、融合が図られた段階で順次統合する。 ・消防団員の年報酬額及び出動費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。 ・消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。	・合併後に統一する。	・合併時の消防団の組織は、現行のまま8個消防団とするが、意志統一、融合が図られた段階で順次統合する。 ・消防団員の年報酬額及び出動費用弁償額は、長岡市消防団に統一する。 ・消防団員への支給品及び貸与品等は、消防庁の基準等に統一するが、当分の間は現行のままとし、計画的に作業服等の更新を図る。	18	消防
15 下水道使用料	・合併後に統一する。	・適当な期間を経過した後に統一する。	・合併時は現行どおりとし、その後新制度に再編する。	・合併後当分の間は現行のままとし、適当な期間を経過した後に統一する。	19	下水道
16 水道料金	・合併後に統一する。	・平成17年度以降3年から5年を目途に統一する。	・合併時は現行どおりとし、その後新制度に再編する。	・合併時は現行のままとし、翌年度以降3年から5年を目途に統一する。	20	水道・ガス
17 ガス料金	・合併後に統一する。	・平成17年度以降3年から5年を目途に統一する。	・合併時は現行どおりとし、その後新制度に再編する。	・合併時は現行のままとし、翌年度以降3年から5年を目途に統一する。	21	水道・ガス

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年8月21日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																																																																																																																							
13 住民・国保・年金	02 国民健康保険	01 国民健康保険料	01 国民健康保険料(税)																																																																																																																																																							
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町																																																																																																																																																						
<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>55%</td><td>7.63%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>27%</td><td>20,599円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>18%</td><td>25,478円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>55%</td><td>0.93%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>45%</td><td>6,282円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 告示方式</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 90,001千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 504,677千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	55%	7.63%	資産割			均等割	27%	20,599円	平等割	18%	25,478円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	55%	0.93%	資産割			均等割	45%	6,282円	平等割			<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>48%</td><td>6.80%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>36%</td><td>21,100円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>16%</td><td>20,200円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>45%</td><td>0.85%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>55%</td><td>7,800円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 条例明示</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 43,605千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 409,988千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	48%	6.80%	資産割			均等割	36%	21,100円	平等割	16%	20,200円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	45%	0.85%	資産割			均等割	55%	7,800円	平等割			<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>47.34%</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>33.88%</td><td>13,000円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>18.78%</td><td>15,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>41.27%</td><td>0.72%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>58.73%</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 条例明示</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 390,980千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 283,715千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	47.34%	4.7%	資産割			均等割	33.88%	13,000円	平等割	18.78%	15,000円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	41.27%	0.72%	資産割			均等割	58.73%	7,000円	平等割			<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>39%</td><td>5.3%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>12%</td><td>28.2%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>32%</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>17%</td><td>29,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>49%</td><td>0.85%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>51%</td><td>8,700円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 条例明示</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 96,401千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 55,160千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	39%	5.3%	資産割	12%	28.2%	均等割	32%	22,000円	平等割	17%	29,000円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	49%	0.85%	資産割			均等割	51%	8,700円	平等割			<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>41%</td><td>5.22%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>11%</td><td>23.29%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>34%</td><td>22,900円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>14%</td><td>19,100円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>51%</td><td>1.16%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>49%</td><td>9,400円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 告示方式</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 82,000千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 98,786千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	41%	5.22%	資産割	11%	23.29%	均等割	34%	22,900円	平等割	14%	19,100円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	51%	1.16%	資産割			均等割	49%	9,400円	平等割		
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	55%	7.63%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	27%	20,599円																																																																																																																																																								
平等割	18%	25,478円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	55%	0.93%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	45%	6,282円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	48%	6.80%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	36%	21,100円																																																																																																																																																								
平等割	16%	20,200円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	45%	0.85%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	55%	7,800円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	47.34%	4.7%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	33.88%	13,000円																																																																																																																																																								
平等割	18.78%	15,000円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	41.27%	0.72%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	58.73%	7,000円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	39%	5.3%																																																																																																																																																								
資産割	12%	28.2%																																																																																																																																																								
均等割	32%	22,000円																																																																																																																																																								
平等割	17%	29,000円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	49%	0.85%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	51%	8,700円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	41%	5.22%																																																																																																																																																								
資産割	11%	23.29%																																																																																																																																																								
均等割	34%	22,900円																																																																																																																																																								
平等割	14%	19,100円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	51%	1.16%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	49%	9,400円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針																																																																																																																																																						
<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>46.75%</td><td>5.80%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>36.44%</td><td>20,300円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>16.81%</td><td>18,300円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>47.33%</td><td>0.80%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>35.78%</td><td>5,800円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>16.89%</td><td>3,500円</td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 条例明示</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 58,843千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 133,365千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	46.75%	5.80%	資産割			均等割	36.44%	20,300円	平等割	16.81%	18,300円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	47.33%	0.80%	資産割			均等割	35.78%	5,800円	平等割	16.89%	3,500円	<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>40%</td><td>9.20%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>10%</td><td>43.69%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>35%</td><td>20,503円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>15%</td><td>19,300円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>50%</td><td>1.29%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>50%</td><td>6,866円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 告示方式</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 25,396千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 207,000千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	40%	9.20%	資産割	10%	43.69%	均等割	35%	20,503円	平等割	15%	19,300円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	50%	1.29%	資産割			均等割	50%	6,866円	平等割			<p>保険料率(平成15年度本算定時)</p> <table border="1"> <tr><th>医療分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>42.97%</td><td>6.05%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td>8.53%</td><td>26%</td></tr> <tr><td>均等割</td><td>28.72%</td><td>18,000円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td>19.78%</td><td>27,000円</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th>介護分</th><th>賦課割合</th><th>H15料率</th></tr> <tr><td>所得割</td><td>52.35%</td><td>1.46%</td></tr> <tr><td>資産割</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割</td><td>47.65%</td><td>11,000円</td></tr> <tr><td>平等割</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・条例明示・告示方式の別 条例明示</p> <p>・保険料軽減対策制度外繰入金等の額 (H15年度) 127,837千円</p> <p>・財政調整基金保有額(平成15年度見込) 50,017千円</p>	医療分	賦課割合	H15料率	所得割	42.97%	6.05%	資産割	8.53%	26%	均等割	28.72%	18,000円	平等割	19.78%	27,000円	介護分	賦課割合	H15料率	所得割	52.35%	1.46%	資産割			均等割	47.65%	11,000円	平等割			<p>1. 保険料、保険税の相違 料 = 長岡市、越路町、山古志村</p> <p>2. 賦課割合、料(税)率の相違 ・被保険者1人当たり保険料</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>最低</th><th>最高</th></tr> <tr><td>医療分</td><td>栃尾市 32,366円</td><td>長岡市 68,145円</td></tr> <tr><td>介護分</td><td>栃尾市 10,464円</td><td>小国町 19,606円</td></tr> </table> <p>3. 財政調整基金保有額の相違</p> <p>4. 保険料(税)率の条例明示、告示方式の相違 告示方式 = 長岡市、越路町、山古志村</p>		最低	最高	医療分	栃尾市 32,366円	長岡市 68,145円	介護分	栃尾市 10,464円	小国町 19,606円	<p>合併後に統一する。</p> <p>2年間不均一賦課を実施し、平成19年度からほぼ平均的(加重平均)保険料額の水準に統一する。</p> <p>1. 料と税の相違は、社会保険料としての意味から、「料」に統一する。</p> <p>2. 保険料賦課割合及び料(税)率は、一律に調整すべきものであるが、格差が大きいため急激な保険料額の変更を避ける必要があることから、段階的に格差を是正するため、2年間不均一賦課を実施し、平成19年度から統一する。</p> <p>3. 財政調整基金保有額は、新市に継承し、保険料額の平準化資金とする。</p> <p>4. 料率は、医療費等の動向をできるだけ適正に反映させることが基本となることから、本算定時に決定できる「告示方式」とする。</p>																																																			
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	46.75%	5.80%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	36.44%	20,300円																																																																																																																																																								
平等割	16.81%	18,300円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	47.33%	0.80%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	35.78%	5,800円																																																																																																																																																								
平等割	16.89%	3,500円																																																																																																																																																								
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	40%	9.20%																																																																																																																																																								
資産割	10%	43.69%																																																																																																																																																								
均等割	35%	20,503円																																																																																																																																																								
平等割	15%	19,300円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	50%	1.29%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	50%	6,866円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
医療分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	42.97%	6.05%																																																																																																																																																								
資産割	8.53%	26%																																																																																																																																																								
均等割	28.72%	18,000円																																																																																																																																																								
平等割	19.78%	27,000円																																																																																																																																																								
介護分	賦課割合	H15料率																																																																																																																																																								
所得割	52.35%	1.46%																																																																																																																																																								
資産割																																																																																																																																																										
均等割	47.65%	11,000円																																																																																																																																																								
平等割																																																																																																																																																										
	最低	最高																																																																																																																																																								
医療分	栃尾市 32,366円	長岡市 68,145円																																																																																																																																																								
介護分	栃尾市 10,464円	小国町 19,606円																																																																																																																																																								

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業																																																																																															
12	福祉・保健・医療	05	介護保険	03	保険料	01	介護保険料																																																																																														
長岡市		見附市		栃尾市		中之島町		越路町																																																																																													
賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.45</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.70</td><td>31,900</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>45,500</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.3</td><td>59,200</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.4</td><td>63,800</td></tr> <tr><td>6段階</td><td>1.65</td><td>75,100</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.45	20,500	2段階	0.70	31,900	3段階	1	45,500	4段階	1.3	59,200	5段階	1.4	63,800	6段階	1.65	75,100	賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>18,800</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>28,100</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>37,500</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>46,900</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>56,300</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.5	18,800	2段階	0.75	28,100	3段階	1	37,500	4段階	1.25	46,900	5段階	1.5	56,300	賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>18,400</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>27,500</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>36,700</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>45,900</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>55,100</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.5	18,400	2段階	0.75	27,500	3段階	1	36,700	4段階	1.25	45,900	5段階	1.5	55,100	賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>19,200</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>28,800</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>38,400</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>48,000</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>57,600</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.5	19,200	2段階	0.75	28,800	3段階	1	38,400	4段階	1.25	48,000	5段階	1.5	57,600	賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>20,500</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>30,700</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>41,000</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>51,200</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>61,500</td></tr> </tbody> </table>		割合	H15料率	1段階	0.5	20,500	2段階	0.75	30,700	3段階	1	41,000	4段階	1.25	51,200	5段階	1.5	61,500
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.45	20,500																																																																																																			
2段階	0.70	31,900																																																																																																			
3段階	1	45,500																																																																																																			
4段階	1.3	59,200																																																																																																			
5段階	1.4	63,800																																																																																																			
6段階	1.65	75,100																																																																																																			
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	18,800																																																																																																			
2段階	0.75	28,100																																																																																																			
3段階	1	37,500																																																																																																			
4段階	1.25	46,900																																																																																																			
5段階	1.5	56,300																																																																																																			
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	18,400																																																																																																			
2段階	0.75	27,500																																																																																																			
3段階	1	36,700																																																																																																			
4段階	1.25	45,900																																																																																																			
5段階	1.5	55,100																																																																																																			
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	19,200																																																																																																			
2段階	0.75	28,800																																																																																																			
3段階	1	38,400																																																																																																			
4段階	1.25	48,000																																																																																																			
5段階	1.5	57,600																																																																																																			
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	20,500																																																																																																			
2段階	0.75	30,700																																																																																																			
3段階	1	41,000																																																																																																			
4段階	1.25	51,200																																																																																																			
5段階	1.5	61,500																																																																																																			
賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>4月初旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>7月初旬</td><td>7月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月初旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	4月初旬	4月中旬	確定賦課	7月初旬	7月中旬	例月賦課	毎月初旬	毎月中旬	賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>4月初旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>7月初旬</td><td>7月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月初旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	4月初旬	4月中旬	確定賦課	7月初旬	7月中旬	例月賦課	毎月初旬	毎月中旬	賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>6月初旬</td><td>6月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月初旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	-	-	確定賦課	6月初旬	6月中旬	例月賦課	毎月初旬	毎月中旬	賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>3月下旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>7月初旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月初旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	3月下旬	4月中旬	確定賦課	7月初旬	8月中旬	例月賦課	毎月初旬	毎月中旬	賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>4月初旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>8月初旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月初旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>		処理日	通知発送	暫定賦課	4月初旬	4月中旬	確定賦課	8月初旬	8月中旬	例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																	
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	4月初旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	7月初旬	7月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																																																																																			
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	4月初旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	7月初旬	7月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																																																																																			
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	-	-																																																																																																			
確定賦課	6月初旬	6月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																																																																																			
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	3月下旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	7月初旬	8月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																																																																																			
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	4月初旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	8月初旬	8月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																																																																																			
納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>12期</td> </tr> </table>		納期	12期	納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>12期</td> </tr> </table>		納期	12期	納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>10期</td> </tr> </table>		納期	10期	納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>10期</td> </tr> </table>		納期	10期	納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>12期</td> </tr> </table>	納期	12期																																																																																			
納期	12期																																																																																																				
納期	12期																																																																																																				
納期	10期																																																																																																				
納期	10期																																																																																																				
納期	12期																																																																																																				
特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>OMT</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>		社保庁	OMT	地共済	FD	特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>OMT</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>		社保庁	OMT	地共済	FD	特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>MT</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>		社保庁	MT	地共済	FD	特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>FD</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>		社保庁	FD	地共済	FD	特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>FD</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>	社保庁	FD	地共済	FD																																																																									
社保庁	OMT																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				
社保庁	OMT																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				
社保庁	MT																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				
社保庁	FD																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				
社保庁	FD																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針																																																																																													
賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>20,200</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>30,300</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>40,400</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>50,500</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>60,600</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.5	20,200	2段階	0.75	30,300	3段階	1	40,400	4段階	1.25	50,500	5段階	1.5	60,600	賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>31,500</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>42,000</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>52,500</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>63,000</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.5	21,000	2段階	0.75	31,500	3段階	1	42,000	4段階	1.25	52,500	5段階	1.5	63,000	賦課方式 ・保険料率(円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>割合</th> <th>H15料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1段階</td><td>0.5</td><td>18,000</td></tr> <tr><td>2段階</td><td>0.75</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>3段階</td><td>1</td><td>36,000</td></tr> <tr><td>4段階</td><td>1.25</td><td>45,000</td></tr> <tr><td>5段階</td><td>1.5</td><td>54,000</td></tr> </tbody> </table>			割合	H15料率	1段階	0.5	18,000	2段階	0.75	27,000	3段階	1	36,000	4段階	1.25	45,000	5段階	1.5	54,000	1. 保険料基準額が異なる。 合併後全市一律とした場合、合併前と比較して高くなる市町村、低くなる市町村が生じる。 2. その他 暫定賦課の有無、納付回数異なる。 制度や調整の基本的考え方 ・保険料基準額について ・介護サービス利用の市町村ごとの特性は、合併後、徐々に平準化されると考えられる。 ・負担と受給の公平性確保の観点から、平準化の状況を勘案して一律保険料とする。		合併後に統一する。 平成21年度から、一律の保険料に統一する。 ・平成20年度までの不均一賦課の方法は、合併後、協議の上決定する。																																							
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	20,200																																																																																																			
2段階	0.75	30,300																																																																																																			
3段階	1	40,400																																																																																																			
4段階	1.25	50,500																																																																																																			
5段階	1.5	60,600																																																																																																			
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	21,000																																																																																																			
2段階	0.75	31,500																																																																																																			
3段階	1	42,000																																																																																																			
4段階	1.25	52,500																																																																																																			
5段階	1.5	63,000																																																																																																			
	割合	H15料率																																																																																																			
1段階	0.5	18,000																																																																																																			
2段階	0.75	27,000																																																																																																			
3段階	1	36,000																																																																																																			
4段階	1.25	45,000																																																																																																			
5段階	1.5	54,000																																																																																																			
賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>4月初旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>6月下旬</td><td>7月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月中旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	4月初旬	4月中旬	確定賦課	6月下旬	7月中旬	例月賦課	毎月中旬	毎月中旬	賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>4月初旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>8月初旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月初旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	4月初旬	4月中旬	確定賦課	8月初旬	8月中旬	例月賦課	毎月初旬	毎月中旬	賦課の時期 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>処理日</th> <th>通知発送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>暫定賦課</td><td>4月上旬</td><td>4月中旬</td></tr> <tr><td>確定賦課</td><td>8月上旬</td><td>8月中旬</td></tr> <tr><td>例月賦課</td><td>毎月上旬</td><td>毎月中旬</td></tr> </tbody> </table>			処理日	通知発送	暫定賦課	4月上旬	4月中旬	確定賦課	8月上旬	8月中旬	例月賦課	毎月上旬	毎月中旬																																																												
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	4月初旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	6月下旬	7月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月中旬	毎月中旬																																																																																																			
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	4月初旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	8月初旬	8月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月初旬	毎月中旬																																																																																																			
	処理日	通知発送																																																																																																			
暫定賦課	4月上旬	4月中旬																																																																																																			
確定賦課	8月上旬	8月中旬																																																																																																			
例月賦課	毎月上旬	毎月中旬																																																																																																			
納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>12期</td> </tr> </table>		納期	12期	納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>12期</td> </tr> </table>		納期	12期	納期 <table border="1"> <tr> <td>納期</td> <td>12期</td> </tr> </table>		納期	12期																																																																																										
納期	12期																																																																																																				
納期	12期																																																																																																				
納期	12期																																																																																																				
特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>FD</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>紙</td></tr> </table>		社保庁	FD	地共済	紙	特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>FD</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>		社保庁	FD	地共済	FD	特別徴収情報伝達媒体 <table border="1"> <tr><td>社保庁</td><td>FD</td></tr> <tr><td>地共済</td><td>FD</td></tr> </table>		社保庁	FD	地共済	FD																																																																																				
社保庁	FD																																																																																																				
地共済	紙																																																																																																				
社保庁	FD																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				
社保庁	FD																																																																																																				
地共済	FD																																																																																																				

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業			
12	福祉・保健・医療	04	保健・医療	05	医療機関の運営	01	病院・診療所		
長岡市		見附市		栃尾市		中之島町		越路町	
該当なし		施設の種別及び数 見附市立成人病センター病院 内科、神経内科、外科、整形外科、放射線科 介護施設部(ケアプラザ) 職員数 医師 9名 検査技師 8名 薬剤師 4名 理学療法士 3名 作業療法士 2名 医療相談員 1名 看護師 64名 事務職員 9名 栄養士 2名 看護助手3名 介護福祉士 28名 15年度予算額(病院会計特別会計) 2,285,000千円 繰入金 169,400千円		市営医療施設無し 栃尾郷病院へ補助金交付 14,900千円		市営医療施設無し		市営医療施設無し	
三島町		山古志村		小国町		課題		調整方針	
市営医療施設無し		施設の種別及び数 内科診療所 1 歯科診療所 1 職員数 内科 医師1 事務員2 看護婦 2 歯科 医師1 事務員1 臨時 1 15年度予算額(特別会計) 内科 139,880千円 歯科 28,000千円 繰入金 内科 1千円 歯科 6,800千円		小国町立診療所 診療科目 内科 1 歯科 2 外科(出張診療:毎週金曜日午後) 整形外科(出張診療:毎週水曜日午後) 職員数(H15.4.1現在) 内科 医師2 事務員4 看護師 10 看護補助員2 放射線技師1 運転員1 調理員1 臨時7 歯科 徳進会委託のため職員0 15年度予算額(特別会計) 内科 304,000千円 繰入金 内科 13,031千円		見附市・山古志村・小国町は、市町村立病院及び診療所の運営を行っている。 また、栃尾市は市内病院に対し補助金交付を行っている。これが、市町村財政の負担となっていることが課題である。		現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	02 障害者福祉	05 介護・日常生活の援助	16 福祉タクシー	
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
<p>目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p> <p>対象者 市内に住所を有し、次に該当する者 ・身体障害者手帳1.2級所持者 ・療育手帳A判定の者 ・身体障害者手帳3級所持者のうち、下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害のうち移動障害、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸・免疫(ヒト免疫不全ウイルス機能障害の者による)機能障害の者。ただし、自動車燃料費の交付を受けた者を除く。</p> <p>内容 ・長岡市タクシー利用券 年間500円×30枚を交付 人工透析など病院に定期的に通院し、自動車税の免除を受けていない場合は500円×90枚を上限に交付</p> <p>事業費負担 市10/10(市単独事業) 窓口 福祉相談障害活動係</p>	<p>目的 同左</p> <p>対象者 ・身体障害者手帳1.2級の者及び3級のうち、肢体不自由(上肢を除く)もしくは心臓機能障害に該当する者 ・療育手帳A判定の者 ・精神保健福祉手帳の交付を受け、その障害等級が1級の者</p> <p>内容 ・1枚の助成額は小型タクシー基本料金に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額 (平成15年度540円) ・年間24枚まで ・年間を通じて月2回以上通院している者は24枚追加交付できる。 ・人工透析を受ける者は年間72枚の交付ができる。(自動車税減免を受けている者は対象外)週3回透析者は96枚を交付。</p> <p>事業費負担 市10/10(市全額負担) 窓口 健康福祉課総合相談係</p>	<p>目的 同左</p> <p>対象者 ・身体障害者手帳を有する1.2級及び3級のうち、視覚・肢体・上下肢・下肢・体幹・内部障害者 ・療育手帳Aの所有者 (ただし、市内に住所を有する者とし、腎臓機能障害のうち、血液透析通院費の助成を受けている者は除く。)</p> <p>内容 ・市内に本社又は事業所を有するタクシー事に限り使用可能。 ・1枚につき、小型タクシー基本料金に0.9を乗じ10円未満の端数を切り捨てた額で、年間14枚交付。</p> <p>事業費負担 市10/10 窓口 保健福祉課福祉係</p>	<p>目的 同左</p> <p>対象者 ・身体障害者手帳1.2級3級の場合は下肢不自由のみ ・療育手帳A所有者 (ただし、自動車税減免を受けていない者)</p> <p>内容 ・タクシー利用券年間24枚交付 ・利用券1枚 = 基本料金相当額</p> <p>事業費負担 町10/10 窓口 保健福祉課福祉係 平成15年度当初予算 3,600,000円</p>	<p>目的 同左</p> <p>対象者 町内に住所を有し次に該当する者 ・身体障害者手帳1.2級所持者 ・療育手帳A判定の者 ・身体障害者手帳3級所持者のうち、下肢不自由、体幹不自由、脳原性運動機能障害のうち移動障害、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸機能障害の者</p> <p>内容 ・タクシー利用券 ・年間500円券×20枚を交付 (2週間に1回以上定期的に通院している場合、申請に基づき、1年につき20枚を限度として追加支給する。) ・ただし、自動車税等の減免を受けている者は2冊目は交付されない。</p> <p>事業費負担 10/10(町単独事業) 窓口 保健福祉課福祉係</p>
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針
<p>目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p> <p>対象者 町内に住所を有する在宅者で次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1.2級の者 ・療育手帳A判定の者</p> <p>内容 ・1年度につき20枚(1枚500円相当)を交付する。ただし、人工透析などで病院に定期的に通院する特別の事情のある者や、町長が必要と認める者については、さらに20枚交付する。</p> <p>事業費負担 町10/10(町単) 窓口 保健福祉課福祉係</p>	<p>該当なし</p>	<p>目的 在宅心身障害者の社会参加意欲の助長し、経済的負担負担を軽減することで心身障害者の健康増進及び福祉の向上を図る。</p> <p>対象者 ・身体障害者手帳1.2級交付者及び3級のうち視覚・下肢・体幹・内部障害の者 ・療育手帳A判定の者</p> <p>内容 ・タクシー利用券12枚(足りない場合は更に6枚)を交付 利用券1枚 = 基本料金相当額</p> <p>事業費負担 町10/10(町単) 窓口 福祉保健課福祉係</p>	<p>1. サービス内容 2. 対象者の違い</p> <p>この制度は全市町村で実施しているものであり、また、広く障害者全体がサービスを受けているものである。この制度を切り下げるとは、障害者の経済的負担を増加させるだけでなく、社会参加意欲を低下させることとなる。一方、この種の政策をバラマキ政策との見方もあり、どの段階で対策案を決するかは問題が大きい。</p>	<p>合併時に統一する。 最高水準の長岡市の制度に統一する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年9月1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																								
12 福祉・保健・医療	04 保健・医療	01 医療費助成	07 乳幼児の医療費助成																																																								
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町																																																							
<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>4歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 通院1回530円(月4回まで) 入院1日1,200円</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>自動継続</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>県1/2 市町村1/2 市町村上乗せ部分は 10/10 (県基準:通院3歳未満児、入院4歳未満児)</p> <p>窓口 国保医療課医療給付係</p>	通院	4歳未満児まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	自動継続	<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>4歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>5歳未満児まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>同左</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 同左</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>同左</p> <p>窓口</p> <p>乳児:市民課国保年金係 今町出張所 幼児:健康福祉課いきいき健康係</p>	通院	4歳未満児まで	入院	5歳未満児まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	申請	<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>あり</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>同左</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>乳・幼児ともあり</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳・幼児ともあり</td></tr> </table> <p>一部負担金 同左</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>同左</p> <p>窓口 保健福祉課保健予防係</p>	通院	6歳児(就学前)まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	あり	課税世帯	乳・幼児ともあり	非課税世帯	乳・幼児ともあり	申請	<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>3歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>4歳未満児まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>同左</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 同左</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>同左</p> <p>窓口 保健福祉課保健環境係</p>	通院	3歳未満児まで	入院	4歳未満児まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	申請	<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>5歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>同左</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 同左</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>同左</p> <p>窓口 保健福祉課健康増進係</p>	通院	5歳未満児まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	申請
通院	4歳未満児まで																																																										
入院	6歳児(就学前)まで																																																										
所得制限	なし																																																										
課税世帯	なし																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
自動継続																																																											
通院	4歳未満児まで																																																										
入院	5歳未満児まで																																																										
所得制限	なし																																																										
課税世帯	なし																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
申請																																																											
通院	6歳児(就学前)まで																																																										
入院	6歳児(就学前)まで																																																										
所得制限	あり																																																										
課税世帯	乳・幼児ともあり																																																										
非課税世帯	乳・幼児ともあり																																																										
申請																																																											
通院	3歳未満児まで																																																										
入院	4歳未満児まで																																																										
所得制限	なし																																																										
課税世帯	なし																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
申請																																																											
通院	5歳未満児まで																																																										
入院	6歳児(就学前)まで																																																										
所得制限	なし																																																										
課税世帯	なし																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
申請																																																											
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針																																																							
<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>3歳未満児まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>通院あり、入院なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>医療費の本人負担額から、一部負担金を除いた額を助成</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 通院1回 530円(月4回まで) 入院1日1,200円</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>県1/2 市町村1/2 市町村上乗せ部分は 10/10 (県基準:通院3歳未満児、入院4歳未満児)</p> <p>窓口 保健福祉課保健指導係</p>	通院	3歳未満児まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	通院あり、入院なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	申請	<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>同左</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>なし</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 同左</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>同左</p> <p>窓口 保健福祉課保健福祉係</p>	通院	6歳児(就学前)まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	なし	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	申請	<p>対象者</p> <table border="1"> <tr><td>通院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> <tr><td>入院</td><td>6歳児(就学前)まで</td></tr> </table> <p>対象除外(幼児)</p> <table border="1"> <tr><td>所得制限</td><td>なし</td></tr> </table> <p>助成内容</p> <p>同左</p> <p>入院時食事療養費の助成</p> <table border="1"> <tr><td>課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> <tr><td>非課税世帯</td><td>乳児あり(幼児なし)</td></tr> </table> <p>一部負担金 同左</p> <p>幼児の医療費助成事業の更新</p> <table border="1"> <tr><td>申請</td></tr> </table> <p>事業費負担</p> <p>同左</p> <p>窓口 福祉保健課保健係</p>	通院	6歳児(就学前)まで	入院	6歳児(就学前)まで	所得制限	なし	課税世帯	乳児あり(幼児なし)	非課税世帯	乳児あり(幼児なし)	申請	<p>1. 「幼児の医療費助成」の対象範囲の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象年齢の相違 ・所得制限導入の相違 ・食事助成の相違 <p>2. 更新手続きの相違</p> <p>自動継続 長岡市 申請 7市町村</p>	<p>合併時に統一する。</p> <p>助成対象範囲は、最高水準の山古志村、小国町の制度に統一する。ただし、入院時食事療養費の助成は、市町村民税非課税世帯とする。</p> <p>若人の子育て支援策として、全市町村が県の補助基準を上回って実施しているもので、市民からも対象範囲の拡大の要望が強い事業であり、また、全国的にも拡大している自治体が多くなってきていることから、現行のサービスの低下をきたさないことが望まれる。</p> <p>このため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児の助成対象範囲については、最高水準の山古志村、小国町の制度に統一する。 2. ただし、入院時食事療養費の助成については、市町村民税非課税世帯のみ助成する。 3. 更新手続きは、受給者の利便性と事務の効率化を図るため、合併時に長岡市の取扱いに統合する。 																						
通院	3歳未満児まで																																																										
入院	6歳児(就学前)まで																																																										
所得制限	通院あり、入院なし																																																										
課税世帯	なし																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
申請																																																											
通院	6歳児(就学前)まで																																																										
入院	6歳児(就学前)まで																																																										
所得制限	なし																																																										
課税世帯	なし																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
申請																																																											
通院	6歳児(就学前)まで																																																										
入院	6歳児(就学前)まで																																																										
所得制限	なし																																																										
課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
非課税世帯	乳児あり(幼児なし)																																																										
申請																																																											

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																																																																																									
12 福祉・保健・医療	01 児童福祉	02 保育園(所)	02 保育料(認可保育所保育料)																																																																																																																									
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町																																																																																																																								
保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>13,900</td><td>10,700</td></tr> <tr><td>(6,950)</td><td>(5,350)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,300</td><td>24,300</td></tr> <tr><td>(14,150)</td><td>(12,150)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>43,100</td><td>33,100</td></tr> <tr><td>(21,550)</td><td>(16,550)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>49,600</td><td>35,100</td></tr> <tr><td>(24,800)</td><td>(17,550)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目無料 所得割額5,000円の区分なし	3歳未満児	3歳以上児	13,900	10,700	(6,950)	(5,350)	3歳未満児	3歳以上児	28,300	24,300	(14,150)	(12,150)	3歳未満児	3歳以上児	43,100	33,100	(21,550)	(16,550)	3歳未満児	3歳以上児	49,600	35,100	(24,800)	(17,550)	保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>15,000</td><td>12,000</td></tr> <tr><td>(7,500)</td><td>(6,000)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>26,000</td><td>22,500</td></tr> <tr><td>(13,000)</td><td>(11,250)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>44,500</td><td>31,000</td></tr> <tr><td>(22,250)</td><td>(15,500)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>46,000</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>(23,000)</td><td>(16,000)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目は1人目の1/10	3歳未満児	3歳以上児	15,000	12,000	(7,500)	(6,000)	3歳未満児	3歳以上児	26,000	22,500	(13,000)	(11,250)	3歳未満児	3歳以上児	44,500	31,000	(22,250)	(15,500)	3歳未満児	3歳以上児	46,000	32,000	(23,000)	(16,000)	保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>14,000</td><td>10,800</td></tr> <tr><td>(7,000)</td><td>(5,400)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>22,800</td><td>20,400</td></tr> <tr><td>(11,400)</td><td>(10,200)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>34,000</td><td>28,000</td></tr> <tr><td>(17,000)</td><td>(14,000)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>38,800</td><td>29,200</td></tr> <tr><td>(19,400)</td><td>(14,600)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目無料	3歳未満児	3歳以上児	14,000	10,800	(7,000)	(5,400)	3歳未満児	3歳以上児	22,800	20,400	(11,400)	(10,200)	3歳未満児	3歳以上児	34,000	28,000	(17,000)	(14,000)	3歳未満児	3歳以上児	38,800	29,200	(19,400)	(14,600)	保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>10,300</td><td>7,900</td></tr> <tr><td>(5,150)</td><td>(3,950)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>18,000</td><td>15,500</td></tr> <tr><td>(9,000)</td><td>(7,750)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,300</td><td>21,600</td></tr> <tr><td>(14,150)</td><td>(10,800)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>35,000</td><td>25,200</td></tr> <tr><td>(17,500)</td><td>(12,600)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10	3歳未満児	3歳以上児	10,300	7,900	(5,150)	(3,950)	3歳未満児	3歳以上児	18,000	15,500	(9,000)	(7,750)	3歳未満児	3歳以上児	28,300	21,600	(14,150)	(10,800)	3歳未満児	3歳以上児	35,000	25,200	(17,500)	(12,600)	保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>12,800</td><td>10,000</td></tr> <tr><td>(6,400)</td><td>(5,000)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>23,300</td><td>21,500</td></tr> <tr><td>(11,650)</td><td>(10,750)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>39,300</td><td>28,900</td></tr> <tr><td>(19,650)</td><td>(14,450)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>44,100</td><td>30,700</td></tr> <tr><td>(22,050)</td><td>(15,350)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目無料	3歳未満児	3歳以上児	12,800	10,000	(6,400)	(5,000)	3歳未満児	3歳以上児	23,300	21,500	(11,650)	(10,750)	3歳未満児	3歳以上児	39,300	28,900	(19,650)	(14,450)	3歳未満児	3歳以上児	44,100	30,700	(22,050)	(15,350)
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
13,900	10,700																																																																																																																											
(6,950)	(5,350)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
28,300	24,300																																																																																																																											
(14,150)	(12,150)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
43,100	33,100																																																																																																																											
(21,550)	(16,550)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
49,600	35,100																																																																																																																											
(24,800)	(17,550)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
15,000	12,000																																																																																																																											
(7,500)	(6,000)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
26,000	22,500																																																																																																																											
(13,000)	(11,250)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
44,500	31,000																																																																																																																											
(22,250)	(15,500)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
46,000	32,000																																																																																																																											
(23,000)	(16,000)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
14,000	10,800																																																																																																																											
(7,000)	(5,400)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
22,800	20,400																																																																																																																											
(11,400)	(10,200)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
34,000	28,000																																																																																																																											
(17,000)	(14,000)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
38,800	29,200																																																																																																																											
(19,400)	(14,600)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
10,300	7,900																																																																																																																											
(5,150)	(3,950)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
18,000	15,500																																																																																																																											
(9,000)	(7,750)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
28,300	21,600																																																																																																																											
(14,150)	(10,800)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
35,000	25,200																																																																																																																											
(17,500)	(12,600)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
12,800	10,000																																																																																																																											
(6,400)	(5,000)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
23,300	21,500																																																																																																																											
(11,650)	(10,750)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
39,300	28,900																																																																																																																											
(19,650)	(14,450)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
44,100	30,700																																																																																																																											
(22,050)	(15,350)																																																																																																																											
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針																																																																																																																								
保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>17,000</td><td>14,000</td></tr> <tr><td>(8,500)</td><td>(7,000)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>27,000</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>(13,500)</td><td>(12,500)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>43,000</td><td>32,000</td></tr> <tr><td>(21,500)</td><td>(16,000)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>47,000</td><td>33,000</td></tr> <tr><td>(23,500)</td><td>(16,500)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10	3歳未満児	3歳以上児	17,000	14,000	(8,500)	(7,000)	3歳未満児	3歳以上児	27,000	25,000	(13,500)	(12,500)	3歳未満児	3歳以上児	43,000	32,000	(21,500)	(16,000)	3歳未満児	3歳以上児	47,000	33,000	(23,500)	(16,500)	保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>15,500</td><td>11,500</td></tr> <tr><td>(7,700)</td><td>(5,700)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>21,500</td><td>17,500</td></tr> <tr><td>(10,700)</td><td>(8,700)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>29,000</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>(14,500)</td><td>(12,500)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>33,000</td><td>27,000</td></tr> <tr><td>(16,500)</td><td>(13,500)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10 市町村民税均等割・所得割区分なし	3歳未満児	3歳以上児	15,500	11,500	(7,700)	(5,700)	3歳未満児	3歳以上児	21,500	17,500	(10,700)	(8,700)	3歳未満児	3歳以上児	29,000	25,000	(14,500)	(12,500)	3歳未満児	3歳以上児	33,000	27,000	(16,500)	(13,500)	保育料徴収基準額 月額(円) 市町村民税所得割額 5,000円以上の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>7,000</td><td>7,000</td></tr> <tr><td>(3,500)</td><td>(3,500)</td></tr> </table> 所得税 50,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>19,200</td><td>19,200</td></tr> <tr><td>(9,600)</td><td>(9,600)</td></tr> </table> 所得税 150,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>26,200</td><td>23,100</td></tr> <tr><td>(13,100)</td><td>(11,550)</td></tr> </table> 所得税 300,000円の世帯 <table border="1"> <tr><td>3歳未満児</td><td>3歳以上児</td></tr> <tr><td>28,900</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>(14,450)</td><td>(12,500)</td></tr> </table> ()内は入園児童2人目に適用(半額) 3人目1/10 市町村民税均等割・所得割区分なし	3歳未満児	3歳以上児	7,000	7,000	(3,500)	(3,500)	3歳未満児	3歳以上児	19,200	19,200	(9,600)	(9,600)	3歳未満児	3歳以上児	26,200	23,100	(13,100)	(11,550)	3歳未満児	3歳以上児	28,900	25,000	(14,450)	(12,500)	徴収金額の違い(保育料徴収基準額) 制度や調整の基本的考え方 各市町村の保育料決定の背景には地域特性等があり、数年間の経過措置を考慮することが望ましい。 しかし、平成10年度に示された国の徴収基準額には、均一化や年齢別保育料など、保育料の保護者負担増の施策が見え隠れしており、今後は、保護者負担の増も考慮する必要がある。	合併後に統一する。 平成17年度から段階的に統一を進め、平成19年度に平均保育料の水準に統一する。 所得階層区分は、平成17年度から統一する。																																																
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
17,000	14,000																																																																																																																											
(8,500)	(7,000)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
27,000	25,000																																																																																																																											
(13,500)	(12,500)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
43,000	32,000																																																																																																																											
(21,500)	(16,000)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
47,000	33,000																																																																																																																											
(23,500)	(16,500)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
15,500	11,500																																																																																																																											
(7,700)	(5,700)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
21,500	17,500																																																																																																																											
(10,700)	(8,700)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
29,000	25,000																																																																																																																											
(14,500)	(12,500)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
33,000	27,000																																																																																																																											
(16,500)	(13,500)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
7,000	7,000																																																																																																																											
(3,500)	(3,500)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
19,200	19,200																																																																																																																											
(9,600)	(9,600)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
26,200	23,100																																																																																																																											
(13,100)	(11,550)																																																																																																																											
3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
28,900	25,000																																																																																																																											
(14,450)	(12,500)																																																																																																																											

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																																																																																																																																																																																																																									
14 環境・ごみ・し尿	02 廃棄物対策	01 ごみ処理	01 ごみの収集																																																																																																																																																																																																																																									
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全市民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全市域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>直営・委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>16社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車30台(4t車)直営11台、委託19台</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>3,629 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>31 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">373,544 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">(196,812千円 = 直営を委託料換算したもの)</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>70,082 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>9,057 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>2,613 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>2,370 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>2,370 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>84,122 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>6,800円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全市民	・収集区域	全市域	・収集率	100%	・収集体制	直営・委託	・委託業者	16社	・車両台数		バクカー車30台(4t車)直営11台、委託19台		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	3,629 箇所	・拠点数	31 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		373,544 千円		(196,812千円 = 直営を委託料換算したもの)		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	70,082 t	不燃ごみ	9,057 t	粗大ごみ	2,613 t	資源物	2,370 t	古紙	2,370 t	合計	84,122 t	1tあたり	6,800円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全市民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全市域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>4社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車4台(2t車)</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>470 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>2 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">78,400 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>13,707 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>616 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>447 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>829 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>2,468 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>18,067 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>4,300円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全市民	・収集区域	全市域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	4社	・車両台数		バクカー車4台(2t車)		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	470 箇所	・拠点数	2 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		78,400 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	13,707 t	不燃ごみ	616 t	粗大ごみ	447 t	資源物	829 t	古紙	2,468 t	合計	18,067 t	1tあたり	4,300円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全市民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全市域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>3社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車3台(2t車)</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>287 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>0 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">48,611 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>6,557 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>145 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>245 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>1,473 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>0 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,420 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>5,800円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全市民	・収集区域	全市域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	3社	・車両台数		バクカー車3台(2t車)		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	287 箇所	・拠点数	0 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		48,611 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	6,557 t	不燃ごみ	145 t	粗大ごみ	245 t	資源物	1,473 t	古紙	0 t	合計	8,420 t	1tあたり	5,800円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全町民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全町域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>2社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車3台、クレーン車1台、トラック3台</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>210 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>1 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">26,052 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>3,501 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>198 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>73 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>136 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>344 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,252 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>6,100円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全町民	・収集区域	全町域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	2社	・車両台数		バクカー車3台、クレーン車1台、トラック3台		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	210 箇所	・拠点数	1 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		26,052 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	3,501 t	不燃ごみ	198 t	粗大ごみ	73 t	資源物	136 t	古紙	344 t	合計	4,252 t	1tあたり	6,100円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全町民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全町域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>1社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車4台、ユニック車1台、トラック1台</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>160 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>24 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">56,616 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>3,427 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>545 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>83 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>157 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>209 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>4,421 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>12,800円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全町民	・収集区域	全町域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	1社	・車両台数		バクカー車4台、ユニック車1台、トラック1台		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	160 箇所	・拠点数	24 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		56,616 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	3,427 t	不燃ごみ	545 t	粗大ごみ	83 t	資源物	157 t	古紙	209 t	合計	4,421 t	1tあたり	12,800円
・収集対象人員	全市民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全市域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	直営・委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	16社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車30台(4t車)直営11台、委託19台																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	3,629 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	31 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
373,544 千円																																																																																																																																																																																																																																												
(196,812千円 = 直営を委託料換算したもの)																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	70,082 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	9,057 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	2,613 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	2,370 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	2,370 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	84,122 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	6,800円																																																																																																																																																																																																																																											
・収集対象人員	全市民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全市域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	4社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車4台(2t車)																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	470 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	2 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
78,400 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	13,707 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	616 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	447 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	829 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	2,468 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	18,067 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	4,300円																																																																																																																																																																																																																																											
・収集対象人員	全市民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全市域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	3社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車3台(2t車)																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	287 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	0 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
48,611 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	6,557 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	145 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	245 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	1,473 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	0 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	8,420 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	5,800円																																																																																																																																																																																																																																											
・収集対象人員	全町民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全町域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	2社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車3台、クレーン車1台、トラック3台																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	210 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	1 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
26,052 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	3,501 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	198 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	73 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	136 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	344 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	4,252 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	6,100円																																																																																																																																																																																																																																											
・収集対象人員	全町民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全町域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	1社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車4台、ユニック車1台、トラック1台																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	160 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	24 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
56,616 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	3,427 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	545 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	83 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	157 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	209 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	4,421 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	12,800円																																																																																																																																																																																																																																											
三島町	山古志村	小国町	課 題																																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全町民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全町域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>1社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車(4t,2t車)2台、ダンプ深ボイ2t車1台</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>184 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>0 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">28,200 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>2,363 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>341 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>48 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>80 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>0 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,832 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>9,900円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全町民	・収集区域	全町域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	1社	・車両台数		バクカー車(4t,2t車)2台、ダンプ深ボイ2t車1台		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	184 箇所	・拠点数	0 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		28,200 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	2,363 t	不燃ごみ	341 t	粗大ごみ	48 t	資源物	80 t	古紙	0 t	合計	2,832 t	1tあたり	9,900円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全村民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全村域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>2社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車2台 トラック1台</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>32 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>0 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・粗大・資源・プラスチック</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">21,411 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>434 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>25 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>2 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>42 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>15 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>518 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>41,000円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全村民	・収集区域	全村域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	2社	・車両台数		バクカー車2台 トラック1台		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	32 箇所	・拠点数	0 箇所	種別...	可燃・不燃・粗大・資源・プラスチック	詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		21,411 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	434 t	不燃ごみ	25 t	粗大ごみ	2 t	資源物	42 t	古紙	15 t	合計	518 t	1tあたり	41,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>・収集対象人員</td><td>全町民</td></tr> <tr><td>・収集区域</td><td>全町域</td></tr> <tr><td>・収集率</td><td>100%</td></tr> <tr><td>・収集体制</td><td>委託</td></tr> <tr><td>・委託業者</td><td>2社</td></tr> <tr><td>・車両台数</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">バクカー車2台、クレーン付トラック1台</td></tr> <tr><td colspan="2">○収集方式及び種別</td></tr> <tr><td>方式...</td><td>ステーション方式による分別収集</td></tr> <tr><td>・ステーション数</td><td>93 箇所</td></tr> <tr><td>・拠点数</td><td>34 箇所</td></tr> <tr><td>種別...</td><td>可燃・不燃・可燃粗大・不燃粗大・資源</td></tr> <tr><td colspan="2">10品目、以上14品目</td></tr> <tr><td colspan="2">詳細は、(その2)を参照</td></tr> <tr><td colspan="2">○ごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">13,710 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">・処理施設への搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>1,429 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>90 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>65 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>110 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>191 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,885 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>7,300円</td></tr> </table>	・収集対象人員	全町民	・収集区域	全町域	・収集率	100%	・収集体制	委託	・委託業者	2社	・車両台数		バクカー車2台、クレーン付トラック1台		○収集方式及び種別		方式...	ステーション方式による分別収集	・ステーション数	93 箇所	・拠点数	34 箇所	種別...	可燃・不燃・可燃粗大・不燃粗大・資源	10品目、以上14品目		詳細は、(その2)を参照		○ごみ収集委託料(15年度予算額)		13,710 千円		・処理施設への搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	1,429 t	不燃ごみ	90 t	粗大ごみ	65 t	資源物	110 t	古紙	191 t	合計	1,885 t	1tあたり	7,300円	<p>1. 各市町村のごみ処理基本計画に基づく、ごみの分別種類の変更・追加、収集回数及び収集方式の調整が必要である。</p> <p>2. 委託業務の調整が必要である。</p> <p>「家庭ごみの有料化」、「事業系ごみ処理手数料」は、別項目で検討。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">○8市町村のごみ収集委託料(15年度予算額)</td></tr> <tr><td colspan="2">646,544 千円</td></tr> <tr><td colspan="2">(196,812 千円) 直営を委託換算</td></tr> <tr><td colspan="2">・8市町村の総搬入量(14年度実績)</td></tr> <tr><td>可燃ごみ</td><td>101,500 t</td></tr> <tr><td>不燃ごみ</td><td>11,017 t</td></tr> <tr><td>粗大ごみ</td><td>963 t</td></tr> <tr><td>資源物</td><td>5,440 t</td></tr> <tr><td>古紙</td><td>5,582 t</td></tr> <tr><td>合計</td><td>124,517 t</td></tr> <tr><td>1tあたり</td><td>6,800円</td></tr> </table>	○8市町村のごみ収集委託料(15年度予算額)		646,544 千円		(196,812 千円) 直営を委託換算		・8市町村の総搬入量(14年度実績)		可燃ごみ	101,500 t	不燃ごみ	11,017 t	粗大ごみ	963 t	資源物	5,440 t	古紙	5,582 t	合計	124,517 t	1tあたり	6,800円																																																																							
・収集対象人員	全町民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全町域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	1社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車(4t,2t車)2台、ダンプ深ボイ2t車1台																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	184 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	0 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
28,200 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	2,363 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	341 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	48 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	80 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	0 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	2,832 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	9,900円																																																																																																																																																																																																																																											
・収集対象人員	全村民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全村域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	2社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車2台 トラック1台																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	32 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	0 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・粗大・資源・プラスチック																																																																																																																																																																																																																																											
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
21,411 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	434 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	25 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	2 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	42 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	15 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	518 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	41,000円																																																																																																																																																																																																																																											
・収集対象人員	全町民																																																																																																																																																																																																																																											
・収集区域	全町域																																																																																																																																																																																																																																											
・収集率	100%																																																																																																																																																																																																																																											
・収集体制	委託																																																																																																																																																																																																																																											
・委託業者	2社																																																																																																																																																																																																																																											
・車両台数																																																																																																																																																																																																																																												
バクカー車2台、クレーン付トラック1台																																																																																																																																																																																																																																												
○収集方式及び種別																																																																																																																																																																																																																																												
方式...	ステーション方式による分別収集																																																																																																																																																																																																																																											
・ステーション数	93 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
・拠点数	34 箇所																																																																																																																																																																																																																																											
種別...	可燃・不燃・可燃粗大・不燃粗大・資源																																																																																																																																																																																																																																											
10品目、以上14品目																																																																																																																																																																																																																																												
詳細は、(その2)を参照																																																																																																																																																																																																																																												
○ごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
13,710 千円																																																																																																																																																																																																																																												
・処理施設への搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	1,429 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	90 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	65 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	110 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	191 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	1,885 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	7,300円																																																																																																																																																																																																																																											
○8市町村のごみ収集委託料(15年度予算額)																																																																																																																																																																																																																																												
646,544 千円																																																																																																																																																																																																																																												
(196,812 千円) 直営を委託換算																																																																																																																																																																																																																																												
・8市町村の総搬入量(14年度実績)																																																																																																																																																																																																																																												
可燃ごみ	101,500 t																																																																																																																																																																																																																																											
不燃ごみ	11,017 t																																																																																																																																																																																																																																											
粗大ごみ	963 t																																																																																																																																																																																																																																											
資源物	5,440 t																																																																																																																																																																																																																																											
古紙	5,582 t																																																																																																																																																																																																																																											
合計	124,517 t																																																																																																																																																																																																																																											
1tあたり	6,800円																																																																																																																																																																																																																																											
			調整方針																																																																																																																																																																																																																																									
			<p>合併後に統一する。</p> <p>ごみの分別収集体制が、最も充実している長岡市の制度に統一する。</p> <p>ごみの収集については、特に以下の項目を十分検討する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ごみの分別種類(特に資源物の品目) ごみの収集体制(特に収集業務委託料) ごみの収集区域 ごみ処理場及び資源物の中間処理施設等の搬入先 <p>上記については、家庭ごみの有料化による費用負担の公平化(資源物は無料にする考えであるため、種類が多ければ負担は少ない)などを考慮する中で、統一する方向で検討する必要があるため、当分の間現行どおりとし、合併後に、ごみの分別収集体制が最も充実している長岡市の制度に統一する。</p>																																																																																																																																																																																																																																									

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業			
15	商工・労働	01	商業	01	金融対策(中小企業制度融資)	03	中小企業振興資金(普通貸付)		
長岡市		見附市		栃尾市		中之島町		越路町	
事業名	中小企業振興資金普通貸付	事業名	中小企業振興資金	事業名	中小企業振興資金	事業名	中小企業振興資金貸付金	事業名	なし
予算額	892,257(千円)	予算額	51,000(千円)	予算額	100,000(千円)	予算額	5,000(千円)	予算額	
担当課・係	商業振興課商業振興係	担当課・係	商工振興課商工観光係	担当課・係	商工観光課商工振興係	担当課・係	産業課商工係	担当課・係	
<目的> 中小企業者等の金融難を緩和し健全な発展を図るため、運転資金及び設備資金の融資を行うもの。		<目的> 市内中小企業の運転及び設備に必要な資金の融資を行い、中小企業の育成振興を図る。		<目的> 市内中小企業者の経営の合理化、施設又は設備の近代化及び共同化事業等に必要資金の融資を行い、もって中小企業の健全な育成振興を図ることを目的とする。		<目的> 町内中小企業の運営に必要な資金の融資を行い、中小企業者の育成振興を図る。		<目的>	
<内容> (中小企業振興資金普通貸付) ・貸付対象 市内で事業所又は事務所を1年以上営業している中小企業者 ・資金使途 運転資金、設備資金 ・融資限度額 2,000万円 ・融資利率 年2.4%(信用保証付は1.9%) ・返済期間 運転資金 6年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 7年以内(据置1年以内を含む)		<内容> ・貸付対象 市内に6ヶ月以上居住し、かつ事業所又は店舗を有する中小企業者 ・資金使途 運転資金・設備資金 ・融資限度額 500万円 ・融資利率 年 2.3% ・返済期間 5年以内		<内容> (経営改善資金) ・貸付対象 市内に住所又は事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者で次のすべてを満たすもの ・県信用保証協会の信用保証対象業種に属する事業を営むもの ・本制度融資を受けた資金の償還を完済していること ・市税を完納しているもの ・資金使途 運転資金、設備資金 ・融資限度額 10,000千円 ・融資利率 年2.05% ・返済期間 5年以内(6ヵ月以内の据置含む)		<内容> (普通貸付) 町内で1ヶ年以上居住し、事業所または店舗を有する中小企業者であって、町商工会の経営指導を受け、町税を完納している者とする。 ・資金使途 運転資金、設備資金 ・融資限度額 運転資金 200万円 設備資金 300万円 ・貸付利率 1.95% ・返済期間 運転資金 3年 設備資金 5年		<内容>	
三島町		山古志村		小国町		課 題		調 整 方 針	
事業名	なし	事業名	なし	事業名	商工業振興資金				
予算額		予算額		予算額	45,000(千円)				
担当課・係		担当課・係		担当課・係	企画商工課商工観光係				
<目的>		<目的>		<目的> 町内の商工業の振興を図るため、商工業振興資金を設置し、貸付を行う。		1. 中小企業制度融資は、中小企業者の多様なニーズに応え、各種の融資を用意している。個々の制度融資の融資条件については、全体の融資制度の均衡を図りながら決定する必要がある。		合併後に統一する。 平成20年度を目途に長岡市の制度を基盤として再編する。なお、再編するまでは、現行制度をそのまま実施し、制度未実施の市町村は長岡市の制度を適用する。	
<内容>		<内容>		<内容> ・貸付対象 町内に住所、若しくは事業所を有する者で、事業を営んでいる中小企業者であり、町税の納税状況が良好な者及び他の制度資金の借入が困難な者 ・資金使途 運転資金、設備資金 ・融資限度額 運転資金 5,000千円 設備資金 10,000千円 ・融資利率 年2.45%(信用保証付は1.95%) ・返済期間 運転資金5年以内(据置期間6ヶ月以内を含む) 設備資金7年以内(据置期間1年以内を含む)		2. 中小企業制度融資は金融機関、新潟県保証協会の3者で協議し、決定されるものであり、調整案はあくまでも市町村の提案である。		(補足) ・既に融資実行が行なわれているものについては、現行の条件で返済等を存続する。 ・中小企業振興資金(普通貸付)は、5市町が実施しており、制度融資の基準となる。各市町の融資条件等は概ね同一の基準であるが、融資額、返済期間等の条件が良く、さらに融資件数の多い長岡市を基準とし合併後に再編する。この際、信用保証料の補給については今後、制度融資全体を検証した上で、さらに調整のための検討が必要になる。	
						3. 中小企業制度融資は、中小企業経営基盤の重要な強化策であることから、全市的な合意形成を得るには、各市町村の産業の事情、特性を十分考慮し、サービスの質が低下しないよう留意する必要がある。			
						4. 信用保証料の補給について、今後、調整のための検討が必要になる。			
						5. ベイオフ解禁が平成17年4月1日に予定されていることから、ベイオフ実施時に制度融資の見直しが考えられる。			

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
17 農林業振興・農林土木	01 農林水産業	03 農業農村整備	01	土地改良事業補助金(市町村単独事業)
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
<p>目的 土地改良事業等実施時の農家負担の軽減</p> <p>制度の概要 長岡市土地改良事業補助金交付要綱・〃基準等に基づき、受益者負担分に対して応分の補助金を支払うもの。</p> <p>補助の考え方 補助金については、地元負担額の50%補助を原則とする。</p>	<p>事業名 小規模土地改良事業 (用排水路改良、農道改良、区画整理、ため池修繕)</p> <p>採択基準 見附市が認める事業(事業費限度額4,000千円/件)</p> <p>事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等</p> <p>補助率 市 40%</p> <p>付記 見附市農業生産奨励規程による</p> <p>H14実施事業 用水路改良等</p>	<p>事業名 かんがい排水、農道整備</p> <p>採択基準 別紙一覧表のとおり</p> <p>事業主体 行政区</p> <p>補助率 市 50% (限度額1,500千円)</p> <p>付記 要綱・内規を定めている</p> <p>H14実施事業 かんがい排水事業</p>	<p>事業名 各種土地改良事業</p> <p>採択基準 中之島町補助金交付規則による</p> <p>事業主体 土地改良区、農協、農家組合等</p> <p>補助率 事業の種類に応じ決定</p> <p>付記</p> <p>H14実施事業 なし</p>	<p>事業名 新潟県農林水産業総合振興事業 土地改良施設維持管理適正化事業(非補助) 農道整備</p> <p>採択基準 越路町農林水産業振興事業補助金交付規則のとおり</p> <p>事業主体 町、任意の土地改良区等</p> <p>補助率 負担率による</p> <p>付記 要綱・要領・内規なし 農林事業分担金規則 H14実施事業 土地改良施設維持管理適正化事業(非補助、任意の土地改良区) 町単東谷地区農道工事(H11～H17)</p>
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針
<p>事業名 かんがい排水 (中田川・十日町排水機維持管理事業)</p> <p>採択基準 別紙一覧表のとおり</p> <p>事業主体 土地改良区、農協、水利組合、農家組合等</p> <p>補助率 別紙一覧表のとおり</p> <p>付記 要綱・要領・内規を定めている</p> <p>H14実施事業 かんがい排水事業</p>	<p>事業名 ほ場整備・区画整備、暗渠排水、付帯水路工 農道整備・新設、舗装 災害復旧</p> <p>採択基準 ほ場整備・20a以上30万円以上工事 農道整備・受益1ha以上20万円以上 災害復旧・農地、道水路で15万円以上工事</p> <p>事業主体 団体、個人</p> <p>補助率 ほ場整備・50パーセント以内25万円限度 農道整備・50パーセント以内25万円限度 災害復旧・50パーセント以内15万円限度</p> <p>付記 重機借り上げ代金と使用原材料費</p> <p>H14実施事業 予算額以内</p>	<p>事業名 かんがい排水、農道整備、ほ場整備、 暗渠排水、畑地開発、災害復旧</p> <p>採択基準 別紙一覧表のとおり</p> <p>事業主体 共同又は個人</p> <p>補助率 別紙一覧表のとおり</p> <p>付記 要綱を定めている</p> <p>H14実施事業 町単土地改良事業 町単災害復旧事業</p>	<p>1. 交付基準(又は採択基準)、補助率が異なる。 2. 市町村の制度(又は取組)が違う。 3. 補助率等については、各市町村独自のものを使用しており、調整が必要。</p> <p>制度や調整の基本的考え方 事業採択基準及び補助率等の交付要綱を中山間地域や過疎地域等の地域特性を考慮したものに整備する。</p>	<p>合併時に統一する。</p> <p>長岡市の制度に、地域特性を考慮した要綱、要領等を整備する。ただし、対象事業の最小基準が特定個人財産の利益となるような要件を排除し、補助事業として適正な採択基準を策定する。</p> <p>基本的な補助体系は長岡市の制度に統合する。ただし、平野部における受益面積を緩和(下限2haを1haに改正)し、中山間地域等の小規模土地改良(0.2ha以上)に対応できる事業を新設する。</p> <p>根拠・考え方等 中山間地域等の条件不利地域については、その特性を考慮し、担い手の確保や農業生産の維持・向上等を基本に平場地域とのコスト差の補填について考慮する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
18 都市計画	07 交通	01 生活路線バスの確保等	01 生活路線バス	
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
1. 県単独補助対象路線 該当なし 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 6路線(11系統) 11,900千円 (2,450) 3. 市町村で運行している路線 該当なし ()内は歳入	1. 県単独補助対象路線 4系統 県制度補助 9,066千円 (4,533) 単独補助 2,983千円 合 計 12,049千円 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 1路線(1系統) 398千円 3. 市町村で運行している路線 該当なし ()内は歳入	1. 県単独補助対象路線 13系統 県制度補助 28,248千円 (14,124) 単独補助 5,823千円 合 計 34,071千円 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当なし 3. 市町村で運行している路線 該当なし ()内は歳入	1. 県単独補助対象路線 1系統 県制度補助 318千円 (159) 単独補助 685千円 合 計 1,003千円 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当なし 3. 市町村で運行している路線 該当なし ()内は歳入	1. 県単独補助対象路線 該当なし 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 3路線(7系統) 11,000千円 3. 市町村で運行している路線 該当なし
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針
1. 県単独補助対象路線 該当なし 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 2系統 2,553千円 3. 市町村で運行している路線 該当なし	1. 県単独補助対象路線 2系統 県制度補助 3,337千円 (1,668) 単独補助 9,926千円 合 計 13,263千円 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 該当なし 3. 市町村で運行している路線 1系統(無料) 4,145千円 ()内は歳入	1. 県単独補助対象路線 該当なし 2. 市町村単独で負担金等を支出している路線 4系統 5,900千円 3. 市町村で運行している路線 該当なし	合併後も、高齢者や学生等の交通手段の確保が必要であり、地域の実情にあった効率的な輸送体系に整理、再編が必要なため、新市での生活交通確保計画の策定が必要となる。	現行どおりとする。 理由 地域独自の交通事情があるため、現行どおり合併後も存続させる。しかし、合併後速やかに新たな生活交通確保計画を策定し、新たな交通体系の確立を目指す。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業										
21 道路・河川		05 除雪対策		01 道路除雪の委託		01 道路除雪の基準等										
長岡市			見附市			栃尾市			中之島町			越路町				
早朝除雪出動	積雪10cm以上		早朝除雪出動	積雪10cm以上		早朝除雪出動	積雪10cm以上		早朝除雪出動	積雪10cm以上		早朝除雪出動	積雪10cm以上			
除雪出動の基準	〔早朝除雪〕 積雪10cm以上又は10cm未満でも引続き降雪が見込まれるときに出動(除雪本部員が深夜パトロールにより判断し、委託業者に要請する。) 〔日中除雪〕 必要に応じて出動		除雪出動の基準	降雪深10cm、観測地は2箇所、昭和町で基準に達すると市内一斉除雪。宮之原町で基準に達すると山沿い地区の除雪。		除雪出動の基準	早朝除雪の場合、契約路線に10cm以上の降雪で出動 日中、夜間出動については協議		除雪出動の基準	早朝除雪の場合、契約路線に10cm以上の降雪で出動 日中、夜間出動については協議		除雪出動の基準	〔早朝除雪〕 積雪10cm以上の降雪又は引続き降雪が見込まれるときに出動 〔日中除雪〕 必要に応じて出動			
除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表による。			除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表による。			除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表による。			除雪委託料の算出基準 県土木部の積算基準及び単価表による。			除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表に準じる。				
出動日数	H10年度	16日	出動日数	H10年度	16日	出動日数	H10年度	25日	出動日数	H10年度	15日	出動日数	H10年度	21日		
	H11年度	12日		H11年度	13日		H11年度	27日		H11年度	18日		H11年度	18日		
	H12年度	23日		H12年度	21日		H12年度	29日		H12年度	24日		H12年度	36日		
除雪経費(千円)	H10年度	598,683千円	除雪経費(千円)	H10年度	84,733千円	除雪経費(千円)	H10年度	198,634千円	除雪経費(千円)	H10年度	26,191千円	除雪経費(千円)	H10年度	36,841千円		
	H11年度	513,613千円		H11年度	58,694千円		H11年度	193,016千円		H11年度	17,899千円		H11年度	38,192千円		
	H12年度	590,596千円		H12年度	108,604千円		H12年度	247,989千円		H12年度	32,043千円		H12年度	39,236千円		
三島町			山古志村			小国町			課題			調整方針				
早朝除雪出動	積雪10cm以上		早朝除雪出動	積雪10cm以上		早朝除雪出動	積雪10cm以上		制度や調整の基本的考え方 各市町村とも「積雪10cm以上」を除雪車の出動基準としており、これを全市一律基準として調整することで、除雪水準の統一と市民サービスの公平性が確保される。ただし、降雪量や降雪強度など地域の気象状況に差があることから、早朝除雪以外の日中・深夜除雪の実施については、地域の実情に応じた取組みが効果的と思われる。				現行どおりとする。 ・出動基準 全市町村で実施している「積雪10cm以上」を一律の除雪車出動基準にするとともに、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。			
除雪出動の基準	早朝・日中とも10cm以上の降雪で出動。夜間は協議。		除雪出動の基準	早朝・日中10cmで出動。夜間は協議。		除雪出動の基準	早朝除雪の場合、契約路線に10cm以上の降雪で出動 日中、夜間出動については協議									
除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表による。			除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表による。			除雪委託料の算出基準 新潟県土木部の積算基準及び単価表による。							・算出基準 新潟県の積算基準及び単価表に準じる。			
出動日数	H10年度	31日	出動日数	H10年度	53日	出動日数	H10年度	49日								
	H11年度	25日		H11年度	58日		H11年度	41日								
	H12年度	41日		H12年度	76日		H12年度	50日								
除雪経費(千円)	H10年度	13,696千円	除雪経費(千円)	H10年度	78,368千円	除雪経費(千円)	H10年度	62,609千円								
	H11年度	9,235千円		H11年度	105,663千円		H11年度	64,192千円								
	H12年度	15,803千円		H12年度	99,555千円		H12年度	71,517千円								

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月1日

大項目(分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																																																																	
21 道路・河川			06 消雪施設			01 消雪パイプに係る施策			01 消雪パイプに係る施策																																																																	
長岡市			見附市			栃尾市			中之島町			越路町																																																														
<p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水位の低下や地盤沈下発生の懸念から、昭和43年以降、特殊道路構造箇所を除いて原則として市では新設を中止している。 地元が市道に設置する場合は、道路占用物として許可し、経費の一部を補助している。 <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 行政/地元</td> <td>- / なし</td> </tr> <tr> <td>配管 行政/地元</td> <td>- / 新設・更新経費の30%</td> </tr> </table> <p>地元が建設する場合、その路線に市有施設があるときは、施設の間口負担分を市が負担</p> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 地元</td> <td>市有施設がある場合は、施設の間口負担分を市が負担</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 地元</td> <td>-</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 行政/地元	- / なし	配管 行政/地元	- / 新設・更新経費の30%	負担区分	補助制度	行政管理施設 地元	市有施設がある場合は、施設の間口負担分を市が負担	地元管理施設 地元	-	<p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度から市と地元で施設毎の守備範囲を決め、双方で負担して整備を進める方針を定めた。 井戸を地元が対応し、配管及び電気料を市が負担する。 <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 地元</td> <td>新設・更新経費の概ね1/3</td> </tr> <tr> <td>配管 行政</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 地元	新設・更新経費の概ね1/3	配管 行政	-	負担区分	補助制度	行政管理施設 行政	-	地元管理施設 行政	-	<p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 市道の消雪パイプは0.1kmしかなく、今後も消雪パイプの利用は考えていない。(流雪溝の整備を進める予定) <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管 行政</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 なし</td> <td>-</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 行政	-	配管 行政	-	負担区分	補助制度	行政管理施設 行政	-	地元管理施設 なし	-	<p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 消雪パイプの要望が強いので、幹線道路は町が整備し、それ以外は地元(補助対応)を中心にして整備して行く。 <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 行政/地元</td> <td>地元 = 新設経費の60%</td> </tr> <tr> <td>配管 行政/地元</td> <td>地元 = 新設経費の60%</td> </tr> </table> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 地元</td> <td>なし</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 行政/地元	地元 = 新設経費の60%	配管 行政/地元	地元 = 新設経費の60%	負担区分	補助制度	行政管理施設 行政	-	地元管理施設 地元	なし	<p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 地元で井戸が確保され民家の張り付いた生活道路については、全額町の負担で消雪パイプを布設してきた。普及率が高く、新設路線は減少しているが、今後もこの方式で進める。 <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 地元</td> <td>(新設・更新経費・百万円) × 50%</td> </tr> <tr> <td>配管 行政</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 地元</td> <td>(基本料金・原子力立地給付金)を町が補助</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 地元	(新設・更新経費・百万円) × 50%	配管 行政	-	負担区分	補助制度	行政管理施設 行政	-	地元管理施設 地元	(基本料金・原子力立地給付金)を町が補助
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 行政/地元	- / なし																																																																									
配管 行政/地元	- / 新設・更新経費の30%																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 地元	市有施設がある場合は、施設の間口負担分を市が負担																																																																									
地元管理施設 地元	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 地元	新設・更新経費の概ね1/3																																																																									
配管 行政	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 行政	-																																																																									
地元管理施設 行政	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 行政	-																																																																									
配管 行政	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 行政	-																																																																									
地元管理施設 なし	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 行政/地元	地元 = 新設経費の60%																																																																									
配管 行政/地元	地元 = 新設経費の60%																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 行政	-																																																																									
地元管理施設 地元	なし																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 地元	(新設・更新経費・百万円) × 50%																																																																									
配管 行政	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 行政	-																																																																									
地元管理施設 地元	(基本料金・原子力立地給付金)を町が補助																																																																									
三島町			山古志村			小国町			課題			調整方針																																																														
<p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 町主導で整備を進めてきたが、地盤沈下を考慮し、平成4年度を最後に井戸の新設を中止している。 <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管 行政</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 行政(8)地元(2)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 なし</td> <td>-</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 行政	-	配管 行政	-	負担区分	補助制度	行政管理施設 行政(8)地元(2)	-	地元管理施設 なし	-	<p>施設なし</p> <p>消雪パイプ取組の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の重要な施策として行政主導(行政負担)で整備を進めてきた結果、住宅の張り付いている道路はほぼ整備された。 <p>建設・維持管理費の負担及び補助</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>井戸 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>配管 行政</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>電気料負担</p> <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>補助制度</th> </tr> <tr> <td>行政管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地元管理施設 行政</td> <td>-</td> </tr> </table>			負担区分	補助制度	井戸 行政	-	配管 行政	-	負担区分	補助制度	行政管理施設 行政	-	地元管理施設 行政	-	<p>消雪パイプは、機械除雪に比べ除雪水準が優れていることから、設置要望が強い。しかし、消雪パイプには次のような課題があり、施策は各市町村により著しい相違が見られる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設や維持管理に係る経費の増加 消雪パイプの施策に対する住民負担の相違 地下水の大量揚水による、地盤沈下や地下水位の急激な低下の懸念 <p>このような現状から、次の観点を総合的に分析し、バランスのとれた施策の構築が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 機械除雪との比較による水準アップ分の受益者負担のあり方 厳しい財政状況下における行政負担のあり方 過去の消雪パイプの取組み経緯に配慮した住民感情の合意形成 地盤沈下・地下水位の急激な低下等の環境負荷に対する配慮 			<p>当分の間現行どおりとする。</p> <p>消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。合併後、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。</p>																																									
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 行政	-																																																																									
配管 行政	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 行政(8)地元(2)	-																																																																									
地元管理施設 なし	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
井戸 行政	-																																																																									
配管 行政	-																																																																									
負担区分	補助制度																																																																									
行政管理施設 行政	-																																																																									
地元管理施設 行政	-																																																																									

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	05 保護者負担の軽減等	02 通学費支援	53	遠距離通学児童・生徒の通学費助成
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
<p>通学タクシー運行委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合により通学距離が長くなった3町内(大積高鳥、干本、田代)の児童生徒を対象に、通学タクシーの運行を委託 ・平成14年度予算 3,754千円 ・運行回数(片道) 1,075回 <p>遠距離通学児童生徒通学費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合により通学距離が片道小学校4km以上、中学校6km以上の児童生徒を対象に通学費を補助 ・補助額:通学定期代相当額(自転車通学ができない12月から3月までが実質補助の対象となっている。) ・平成14年度予算 3,459千円 <p>児童の冬期通学費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学距離が片道2km以上、かつ家並みのない距離が1.5km以上である児童を対象に通学費(タクシー等の利用)を補助 補助対象期間:1月から3月 補助率:1/2 補助限度額:児童1人当たり7,000円 ・平成14年度予算 294千円 <p>養護学校のみスクールバス3台運行</p>	<p>遠距離通学児童生徒通学費補助</p> <p>統合により遠距離となった地区の生徒に対し、冬期間(12月から3月)通学費等を支給</p> <p>対象:南中学校区(上北谷地区)48名 (臨時バス運行委託) 見附中学校区(杉沢地区)19名 (定期券購入補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:運行委託料 2,182千円 定期券購入代補助 602千円 <p>スクールバスを2台所有し登下校用(25名)と校外学習用とし、民間委託で運行</p>	<p>児童遠距離通学費補助金</p> <p>対象:通学距離がおおむね4km以上の児童で、教育委員会が認める者</p> <p>目標:統合により遠距離通学する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を目的に支給する。</p> <p>現状:対象児童在籍校2校、H14年13世帯、小学生20人 488,300円 (月額2,570円×11月分)</p> <p>基準:通学距離がおおむね4km以上の児童で、教育委員会が認める者</p> <p>実施方法:対象保護者に対し、学期毎に直接支払う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算 517千円 <p>スクールバスを8台所有し、小学校1台中学校7台運行。冬期間(12月から4月)のみ、小学校の1地区でタクシー借上げ等がある。</p>	<p>遠距離通学費補助事業</p> <p>統合により通学距離が片道4km以上でスクールバスを利用しない生徒に対して補助(自転車通学生徒のみ)。4km以上:年額6,000円、6km以上:年額7,500円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:1,436千円 <p>バス定期券の交付</p> <p>路線バスを利用している一部児童に対して、バス定期券を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:160千円 <p>スクールバスを通年で5台(町有4台、委託1台)で児童242名、生徒41名を送迎のほか、冬期間(12月から3月)に委託1台で児童285名、生徒192名の送迎を実施している。</p>	<p>通学費補助</p> <p>対象:小学校2km以上、中学校4km以上の距離を通学する児童生徒保護者(スクールバス利用者は除く。)</p> <p>目的:統合により遠距離を通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を目的に支給する。</p> <p>現状:平成13年度支給実績、小学校34名支給額177,900円(距離により月額600円~900円×11月)、中学校177名支給額1,164,690円(距離により年額4,730円~9,450円)</p> <p>営業バスの定期券支給</p> <p>スクールバスの運行がなく営業バスに乗りする児童に定期券を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2km以上の1・2年生、3.5km以上の3年から6年生 2,570円×11月×28人=791,560円 ・冬期間のみ 2km以上の3年から6年生 2,570円×4月×17人=480,590円 <p>スクールバスを町有2台(130名)、営業バス1台(61名)を運行している。</p>
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針
<p>児童通学費補助</p> <p>目的:統合により遠距離通学となった児童の保護者に対して路線バスの定期券を支給</p> <p>対象:脳野町小学校に通う天津地区の児童</p> <p>現状:小学生28人に定期券を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 2~3km 7人 3~4km 1人 4~5km 20人 <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:891千円 <p>スクールバスなし</p>	<p>遠距離通学生徒通学費補助</p> <p>目的:統合により通学距離が長い地域の生徒に対して定期バスの定期券を支給</p> <p>対象:種芋原から山古志中に通う生徒22名に対して定期バス(登校は専用)の定期券を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:2,780千円 <p>スクールバスを種芋原から山古志小に通う児童35名に対して運行</p> <p>上記のほか村有車、福祉バス、タクシー等による送迎有り</p>	<p>遠距離通学補助</p> <p>目的:統合により遠距離通学となった者に交通手段の提供及び補助をする。</p> <p>現状:小国中学校は、民間バスの通学定期券を支給(バス会社と通学輸送委託契約を締結)中学校の自転車通学区域の生徒に自転車通学補助金(年額2,400円)を支給</p> <p>基準:児童生徒通学援助要綱(5km以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:4,262千円 <p>現状:上小国小学校は、10月から一部民間バス会社と通学輸送委託契約を締結</p> <p>基準:児童生徒通学援助要綱(3km以上)</p> <p>冬期通学補助</p> <p>現状:小国中学校冬期間(11月から3月)、民間バスの通学定期券を支給(バス会社と冬期通学輸送委託契約を締結)</p> <p>基準:児童生徒通学援助要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度予算:954千円 <p>スクールバス2台で小学校2校の遠距離通学児童の送迎を実施</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小中学校の統廃合によって遠距離通学となった者に対して、通学費の補助及びスクールバスを運行しているものであり、単純に統一することは困難である。 2. 導入経過や補助基準が合併後の時間経過により不明とならないよう、導入当時の申し合わせ事項等を記録に残しておく必要がある。 	<p>当分の間現行どおりとする。</p> <p>合併後の補助制度は、大きな不公平が生じないよう期間をかけて見直しを行う。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
24 学校教育	05 保護者負担の軽減等	01 就学援助	52	就学援助・奨励費補助事業
長岡市	見附市	栃尾市	中之島町	越路町
<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が市民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料の減免 ・世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.3倍以内の世帯 援助する経費 定額支給 ・学用品・通学用品・新入学用品・体育実技用具実費支給 ・修学旅行費・校外活動費・学校給食費・学校病医療費 市単独支給 ・通学費 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 221,565千円</p>	<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が市民税非課税 ・児童扶養手当受給・生活福祉資金借受 ・市民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料の減免 ・世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.3倍以内の世帯 ・保護者が職業安定所登録の日雇労働者 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 市単独支給 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 16,349千円</p>	<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給者 準要保護児童生徒 ・生活保護が停止又は廃止されたが依然生活が困難である。 ・市民税の非課税又は減免を受けた。 ・個人事業税又は固定資産税の減免を受けた。 ・児童扶養手当の支給を受けた。 ・生活福祉資金の貸付を受けた。 ・生活保護を受けていないが、これに準ずる程度の生活状況である。 ・病気災害等特別な事情により経済的に困窮している。 以上の対象項目のうち、審査により世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.3倍以内の世帯を準要保護として認定 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 9,267千円</p>	<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が町民税非課税 ・児童扶養手当受給 ・町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料の減免 ・職業安定所登録日雇労働者 ・保護者の収入が不安定で生活状態が悪い者 ・学校納付金の納付状況の悪い者、又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状況が極めて悪い者 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 町単独支給 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 1,714千円</p>	<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が町民税非課税 ・児童扶養手当受給 ・町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金保険料の減免 ・世帯の前年の総所得金額が一定基準に満たない世帯 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 町単独支給 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 3,369千円</p>
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針
<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が町民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金掛金の減免 ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪い世帯 ・生活状態が悪いため、学校納付金を減免している世帯 ・世帯の前年の総所得金額が生活保護基準の1.2倍以内の世帯 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 町単独支給 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 1,923千円</p>	<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が村民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・村民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料の減免 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 村単独支給 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 70千円</p>	<p>対象 要保護児童生徒 ・生活保護の受給 準要保護児童生徒 ・生活保護の停止又は廃止 ・世帯全員が市民税非課税 ・児童扶養手当受給・世帯更正資金借受 ・町民税、事業税、固定資産税、国民健康保険料、国民年金掛金の減免 ・保護者の職業が不安定で生活状態が悪い世帯 援助する経費 ・国基準(長岡市と同じ) 町単独支給 支給状況(平成14年度実績) 支給総額 4,051千円</p>	<p>各市町村とも国の補助基準を基本としており、対象要件の表現は相違するが同一のものである。ただし、市町村によっては独自に「世帯の総所得が生活保護基準の1.2倍又は1.3倍以内」の世帯を準要保護世帯としているものがあり、この点が相違している。 対象者が多くいる長岡市、見附市、栃尾市がほぼ同じ基準で支給しており、他の町村は対象が拡大するため特に問題はない。</p>	<p>合併時に統一する。 最高水準の長岡市の制度に統一する。</p>

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業																																																																									
22	下水道	01	公共下水道	01	公共下水道管理	04	下水道使用料																																																																								
長岡市		見附市		栃尾市		中之島町		越路町																																																																							
・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水		・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水		・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水		・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水		・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 8m³まで</td><td>656円</td></tr> <tr><td>10m³まで</td><td>82円</td></tr> <tr><td>超過料金 40m³まで</td><td>126円</td></tr> <tr><td>(1m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td>100m³まで</td><td>148円</td></tr> <tr><td>500m³まで</td><td>169円</td></tr> <tr><td>500m³超</td><td>190円</td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 8m ³ まで	656円	10m ³ まで	82円	超過料金 40m ³ まで	126円	(1m ³ につき)		100m ³ まで	148円	500m ³ まで	169円	500m ³ 超	190円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 10m³まで</td><td>1000円</td></tr> <tr><td>超過料金 11m³以上500m³まで</td><td>100円</td></tr> <tr><td>501m³以上</td><td>90円</td></tr> <tr><td>(1m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1000円	超過料金 11m ³ 以上500m ³ まで	100円	501m ³ 以上	90円	(1m ³ につき)						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 10m³まで</td><td>1,200円</td></tr> <tr><td>超過料金 30m³まで</td><td>110円</td></tr> <tr><td>100m³まで</td><td>100円</td></tr> <tr><td>(1m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td>500m³まで</td><td>95円</td></tr> <tr><td>500m³超</td><td>90円</td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,200円	超過料金 30m ³ まで	110円	100m ³ まで	100円	(1m ³ につき)		500m ³ まで	95円	500m ³ 超	90円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 10m³まで</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>超過料金 10m³超</td><td>180円</td></tr> <tr><td>500m³まで</td><td></td></tr> <tr><td>(1m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td>500m³超</td><td>200円</td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,800円	超過料金 10m ³ 超	180円	500m ³ まで		(1m ³ につき)		500m ³ 超	200円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 10m³まで</td><td>1,600円</td></tr> <tr><td>超過料金 40m³まで</td><td>155円</td></tr> <tr><td>100m³まで</td><td>150円</td></tr> <tr><td>(1m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td>500m³まで</td><td>145円</td></tr> <tr><td>500m³超</td><td>140円</td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,600円	超過料金 40m ³ まで	155円	100m ³ まで	150円	(1m ³ につき)		500m ³ まで	145円	500m ³ 超	140円
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 8m ³ まで	656円																																																																														
10m ³ まで	82円																																																																														
超過料金 40m ³ まで	126円																																																																														
(1m ³ につき)																																																																															
100m ³ まで	148円																																																																														
500m ³ まで	169円																																																																														
500m ³ 超	190円																																																																														
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 10m ³ まで	1000円																																																																														
超過料金 11m ³ 以上500m ³ まで	100円																																																																														
501m ³ 以上	90円																																																																														
(1m ³ につき)																																																																															
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 10m ³ まで	1,200円																																																																														
超過料金 30m ³ まで	110円																																																																														
100m ³ まで	100円																																																																														
(1m ³ につき)																																																																															
500m ³ まで	95円																																																																														
500m ³ 超	90円																																																																														
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 10m ³ まで	1,800円																																																																														
超過料金 10m ³ 超	180円																																																																														
500m ³ まで																																																																															
(1m ³ につき)																																																																															
500m ³ 超	200円																																																																														
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 10m ³ まで	1,600円																																																																														
超過料金 40m ³ まで	155円																																																																														
100m ³ まで	150円																																																																														
(1m ³ につき)																																																																															
500m ³ まで	145円																																																																														
500m ³ 超	140円																																																																														
*一時使用汚水分		*一時使用汚水分		*一時使用汚水分		*一時使用汚水分		*一時使用汚水分																																																																							
一般汚水以外の汚水	1m ³ につき 297円	一般汚水以外の汚水	一般汚水に準ずる	一般汚水以外の汚水	1m ³ につき	一般汚水以外の汚水	一般汚水と同じ	一般汚水以外の汚水	一般汚水と同じ																																																																						
②その他の料金表 一般汚水で0.5月の料金表あり (日割り計算するため)		②その他の料金表 公衆浴場汚水 1m ³ につき12円		②その他の料金表 なし 条例で0.5月の料金設定あり		②その他の料金表 なし		②その他の料金表 なし																																																																							
三島町		山古志村		小国町		課 題		調 整 方 針																																																																							
・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水		該当なし		・使用料料金表 ①1ヶ月の料金表 (消費税等除く) *一般汚水 (現行)		基本料金、超過料金の単価設定及び水量区分等の料金体系が異なる。 全市一律の使用料体系に統一することが原則であるが、合併と同時に統一すると、使用者負担の急激な変化が生ずるため、統一基準については十分検討する必要がある。 使用者負担の原則があり、安易に安い使用料基準に合わせることは問題がある。 下水道使用料と密接に關係している水道料金の基準設定や、調整方針を考慮する必要がある。		合併後に統一する。 適当な期間を経過した後に統一する。 ※詳細 使用料を統一する基準設定が容易でないこと及び激変緩和のため、合併時は現行どおりとし、適当な期間を経過した後、使用料を統一する。																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 10m³まで</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>超過料金 1m³につき</td><td>180円</td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 10m ³ まで	1,800円	超過料金 1m ³ につき	180円			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>汚水排出量</th><th>使用料</th></tr> <tr><td>基本料金 0m³から</td><td>1,650円</td></tr> <tr><td>0m³から</td><td>60円</td></tr> <tr><td>超過料金 (1m³につき)</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </table>		汚水排出量	使用料	基本料金 0m ³ から	1,650円	0m ³ から	60円	超過料金 (1m ³ につき)																																																													
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 10m ³ まで	1,800円																																																																														
超過料金 1m ³ につき	180円																																																																														
汚水排出量	使用料																																																																														
基本料金 0m ³ から	1,650円																																																																														
0m ³ から	60円																																																																														
超過料金 (1m ³ につき)																																																																															
*水道料金と同額				*一般汚水 (H15.5.1施行後)																																																																											
*一時使用汚水分				汚水排出量		使用料																																																																									
一般汚水以外の汚水	規定無し			基本料金 8m ³ まで	1,650円	9m ³ から	80円																																																																								
②その他の料金表 基本汚水排除量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1 (供用開始月のみ)				超過料金 (1m ³ につき)																																																																											
				②その他の料金表 なし																																																																											

各種事務事業の取扱いに関する調整方針 (長岡地域任意合併協議会)

作成日 平成15年8月26日

データ基準日 平成15年4月1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																																					
23 水道・ガス	03 ガス	01 業務関係	03 ガス料金																																					
長岡市	見附市(中之島町含む)	栃尾市	中之島町	越路町																																				
該当なし	一般料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価 (円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>600円</td> <td>84.00</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>680円</td> <td>80.80</td> </tr> <tr> <td>250m³を超え</td> <td>1,590円</td> <td>77.17</td> </tr> </tbody> </table> 選択約款 ・時間帯B契約 基本料金甲 定額基本料金 75,000 円 流量基本料金 200 円 基本料金乙 昼間基本料金 3.64 円 夜間基本料金 1.84 円 基準単位料金 55.43 円 ・空調夏期契約 定額基本料金 (メーター1個につき) 15,000 円 流量基本料金単価 350 円 基準単位料金 63.9 円	1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)	0m ³ から25m ³ まで	600円	84.00	25m ³ を超え250m ³ まで	680円	80.80	250m ³ を超え	1,590円	77.17	一般料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価 (円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>620円</td> <td>84.95</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>660円</td> <td>83.35</td> </tr> <tr> <td>250m³を超え</td> <td>1,067円</td> <td>81.72</td> </tr> </tbody> </table> 選択約款 ・時間帯B契約 第1種 第2種 基本料金甲 定額基本料金 250,000円 40,000円 流量基本料金 220円 220円 基本料金乙 昼間基本料金 2.36円 2.36円 夜間基本料金 1.02円 1.02円 基準単位料金 50.00円 66.80円 ・空調夏期契約 第1種 第2種 定額基本料金 8,500円 3,000円 (メーター1個につき) 流量基本料金単価 150円 150円 基準単位料金 59.10円 61.30円	1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)	0m ³ から25m ³ まで	620円	84.95	25m ³ を超え250m ³ まで	660円	83.35	250m ³ を超え	1,067円	81.72	該当なし	一般料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価 (円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>640円</td> <td>98.17</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>680円</td> <td>96.57</td> </tr> <tr> <td>250m³を超え</td> <td>1,498円</td> <td>93.33</td> </tr> </tbody> </table> 選択約款 ・時間帯B契約 基本料金甲 定額基本料金 1種 12,000 円 2種 8,000 円 流量基本料金 200 円 基本料金乙 昼間基本料金 7.19 円 夜間基本料金 2.54 円 基準単位料金 1種 72.09 円 2種 73.24 円 ・空調夏期契約 定額基本料金 (メーター1個につき) 2,300 円 流量基本料金単価 200 円 基準単位料金 79.79 円	1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)	0m ³ から25m ³ まで	640円	98.17	25m ³ を超え250m ³ まで	680円	96.57	250m ³ を超え	1,498円	93.33
1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)																																						
0m ³ から25m ³ まで	600円	84.00																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	680円	80.80																																						
250m ³ を超え	1,590円	77.17																																						
1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)																																						
0m ³ から25m ³ まで	620円	84.95																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	660円	83.35																																						
250m ³ を超え	1,067円	81.72																																						
1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)																																						
0m ³ から25m ³ まで	640円	98.17																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	680円	96.57																																						
250m ³ を超え	1,498円	93.33																																						
三島町(与板町を含む)	山古志村	小国町	課題	調整方針																																				
一般料金 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価 (円/m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>540円</td> <td>106.50</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>550円</td> <td>106.10</td> </tr> <tr> <td>250m³を超え</td> <td>563円</td> <td>106.05</td> </tr> </tbody> </table> 選択約款 ・時間帯B契約 基本料金甲 定額基本料金 11,300 円 流量基本料金 370 円 基本料金乙 昼間基本料金 7.13 円 夜間基本料金 2.57 円 基準単位料金 68.50 円 ・空調夏期契約 定額基本料金 (メーター1個につき) 4,800 円 流量基本料金単価 195 円 基準単位料金 75.49 円	1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)	0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50	25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10	250m ³ を超え	563円	106.05	該当なし	該当なし	代替エネルギー(プロパン、石油、電気)との調整で料金の設定が難しい。 ※制度や調整の基本的考え方 ガス事業会計は、経営に要する経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算制となっているため、ガス料金については、適正な原価計算に基づき料金を設定し、経営の健全化を図っていく必要がある。	合併後に統一する。 平成17年度以降3年から5年を目途に統一する。 ※合併時に一元化することは、急激な負担の増加を伴う地域がある。																								
1か月の使用量	基本料金	従量単価 (円/m ³)																																						
0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50																																						
25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10																																						
250m ³ を超え	563円	106.05																																						